

弁護士は「敷居が高い」？

公益委員 新納幸辰

法律事務所は敷居が高くて気軽には行けないと感じている方は多いのではないのでしょうか。

実際どうかというと、気軽に行けるまでには至っていませんが、昔と比べると敷居はずいぶん低くなっていると思います。

敷居が高いと感じる理由は

お金がかかる。いくらかかるかわからない。

近くに法律事務所がない。

知っている弁護士がいない。どうすれば弁護士のところにたどり着けるかわからない。

弁護士は、近寄りがたく、怖そうだ。

といったところでしょうか。

私が28年前に鹿児島で弁護士の仕事を始めたとき、鹿児島県内の弁護士数は60数名で、そのほとんどが鹿児島市に集中していました。大先輩のいかめしい弁護士もおられました。「お金がかかる」についてはコメントし難いのですが、私自身も、「敷居が高い」は事実だと思いました。

その後、西暦2000年前後から、政府及び司法関係者を中心に、このような問題を「司法アクセス障害」と捉えて、その解消を目指そうという大きな動きが起こりました。

政策的に司法試験の合格者を増やした結果、同2000年に1万7000人余だった我が国の弁護士数は急速に増え、同2019年には4万1000人余になり、鹿児島県の弁護士数は、200名を超えました。この弁護士人口の増加に加え、弁護士会等が、弁護士のいないあるいは極めて少ない地域に公的な法律事務所を設置するなどしたことにより、近くに法律事務所がないという問題もある程度改善されました。鹿児島県内では、それまで法律事務所がなかった出水市、霧島市、指宿市、日置市、南九州市、南さつま市、西之表市、徳之島町にも法律事務所ができています。大隅地方の弁護士も大幅に増えました。

西暦2006年には、政府によって日本司法支援センター（通称「法テラス」）が設立され、収入が一定額以下（平均的な収入の方でも、扶養家族がいて、家賃や住宅ローンを支出している方は、該当する可能性があります。）であれば、無料で法律相談を受けられ（相談料は法テラス負担）、法テラスの設定した基準に基づく弁護士料を立替払いしてもらって弁護士に事件処理を委任できる（立替金は法テラスに分割返済）という民事法律扶助制度が始まりました。また、法テラスは、収入の如何にかかわらず、弁護士の紹介を含め、その

事案に応じた相談機関や制度に関する情報を提供する業務も行っています。

鹿児島県弁護士会も、従前より、無料の各種法律相談会を実施したり、弁護士の紹介をしたりしています。

弁護士は近寄りがたく怖そうだという問題が解消されたかどうかはわかりませんが、時代とともに弁護士の気質も変わり、弁護士に対するイメージも変わりつつあるのではないのでしょうか。

このような大きな動きの中で、労働局や労働委員会等に、紛争当事者間の合意を目指すことによって労働紛争を迅速、柔軟に解決する制度が作られ、裁判所にも、従来の調停、訴訟のほかに、裁判官以外の審判員2名（概ね、労働者側、使用者側各1名）を参加させて、短期間で紛争を解決する労働審判という制度が作られ、紛争解決の手段も拡充されたのです。

ところで、私が労働委員会の労働相談を何度か担当した中で、最終的には裁判手続を利用しなければ解決が難しく、そのためには早期に弁護士に相談した方がよいだらうと思われる案件がいくつかありました。もちろん、問題解決の手段の一つとして弁護士に相談することをお勧めはしましたが、その後、弁護士に相談したかどうか、泣き寝入りしてしまったのではないだろうかと心に引っかかっていました。

そういうわけで、長々と、弁護士の敷居はそれほど高くないという説明をした次第です。

労働委員会による個別労働紛争のあっせん手続は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者が関与して紛争当事者双方が合意に至るようお手伝いをする制度であり、迅速、円満な解決を図ることが可能です。しかもお金がかかりません。利用しやすく、紛争解決機能も高い制度です。ただ、これによっても解決できなかった場合、裁判手続を利用すれば解決できることもあります。また、手遅れになる前に裁判手続を利用することが必要な場合もあります。裁判は、一般的に、結論が出るまでに時間がかかりますが、裁判を起こすことによって賃金債権が時効で消滅するのを止めることができますし、解雇されて生活に困っている場合に、仮処分という手続をとることによって、賃金の仮払を受けられることもあります。

敷居はまだ残っていますが、必要な場合には、躊躇することなく弁護士を利用して頂きたいと思います。

最後に、本稿において、「敷居が高い」は、辞書どおりではなく、比喩的に用いていますことをご容赦下さい。